

ゼロ・トレランスは極限の監視なのか

—後期近代都市における逸脱、差異、犯罪統制—

ニコラス・ファイフェ*
(杉山 和明** 訳)

Fyfe, N. (2004)

'Zero tolerance, maximum surveillance?: deviance, difference and crime control in the late modern city',
in L. Lees (ed.), *The Emancipatory City?: Paradoxes and Possibilities*. London: Sage. pp. 40-56.

Reprinted with permission from the author

ニューヨーク市における二つの巡検

第一の巡検

『まなざしの良心 *The Conscience of the Eye*』のなかで、都市社会学理論家のリチャード・セネット Richard Sennett は、読者をグリニッチ・ビレッジにある彼のアパートから3マイルの散策に誘っている。散策は、はじめにワシントン・スクエアのちょうど東の「ドラッグ保護区 drug preserve」を通り抜ける。ここでは、コカイン常習者の売人は決して一カ所に止まっていない。「腕をガタガタさせて、ゆっくり歩き回っている。電気のように敏感になって、かつてこの地域を占拠していたマリファナで朦朧となった老年の男達よりも、ずっと危険 [な香り] を放っている」(1990: 124)。セネットは、それから三番街に沿って、グラマシー・パーク Grammercy Park 地区(「ここに暮らす人は、百貨店のパイヤーや、秘書としてニューヨークで生活を始めた女性」(1990: 129)の端に向かう。そして、三番街とレキシントンのあいだの20番台半ばの通り(そこには、「レザー・フェティシスト leather fetishists……(中略)……を相手にするバーや、何の微もなく窓の明かりの消えた、荒廃したタウンハウスのなかにあるバー」(1990: 129)がある)に入っていく。レキシントン街沿いから入った20番台後半の通りで、セネットは、インド人とパキスタン人が営む店のなかに並べられたスパイスの包みを観察する。それから、散策の「最終ラップ last lap」として、マレー・ヒル Murray Hill(「ニューヨークにおいてオールエリート層が住んでいた地区」)を抜け、レキシントンと一番街のあいだの東40番台の通りに至るのだが、そこからは、何マイルもの焼けたビルとレンガで封じられた窓を眺めることができる。「あまりに豊かな都市において、この許容された廃墟地帯」を、

セネットは、「市民の無関心を誇示しているかのようだ」と結んでいる(Sennett 1990: 131)。

第二の巡検

第二の巡検は、ニューヨーク市交通警察の新しい部長として、1990年にニューヨーク市を訪れたウィリアム・ブラットン William Bratton による報告である。

ラ・ガーディア空港 LaGuardia Airport から高速道路でマンハッタンに向かったことを覚えている。落書き、焼かれた車、ゴミが、あらゆる所にあるようだった。それはまるで未来の映画から抜け出てきたもののようにみえた。マンハッタンに入ると、ニューヨークという都市にとっての非公式の歓迎者、つまり、ゴム雑巾の厄介者 the Squeegee pest と出会う。ニューヨーク市へようこそ。この輩は、汚いぼろきれか、ゴム雑巾を持っていて、薄汚れた液体で窓を洗って、金を請うか要求する。五番街を進んでいくと……(中略)……無許可の路上行商人や物乞いが至る所にいた。地下鉄に降りていくと、毎日、20万人の無賃乗車者たちが回転式改札口を飛び越えていたし、一方では、たかりのプロ shakedown artists たちが、回転式改札口を破壊して、金になりそうな乗客に、トークン tokens [メダル状の乗車券] を手渡すように要求した。物乞いがすべての電車にいた。あらゆるブラットホームに、段ボールの街 cardboard city があって、ホームレスが陣取っていた。これは、自身に気を配ることを止めた都市だ(Bratton, 1997: 33-4)。

かれらの対照的な経歴にもかかわらず、1990年代のニューヨーク市における差異と逸脱についてのセネットとブラットンの説明には、いくつかの興味をそそる共通点が含まれている。両者は、都市を特徴づける無関心の感覚にひどく困惑している。都市を散策する経験のあり方に起因するセネットの関心

* ダンディー大学環境学部

** 流通経済大学経済学部

は、パリの詩人であり遊歩者であるボードレールのものとは異なっているようだ。後者は、周囲の世界に関わろうとしているようにみえたが、セネットは、自身が観察する他者と同様に、互いがただ無関心であることを見出している。

ニューヨークは、外部に対して開かれた理想の都市であるべきだ……（中略）……ニューヨークの中央部を歩くことによって、人は、このもつとも多様な都市の差異のなかに埋没するのだが……（中略）……ニューヨークでの散策は……（中略）……他者との差異と他者への無関心が、関係し合う不幸な対であることを明らかにする。目は、差異を確かめて、無関心を装うのである(1990: 128-9)。

セネットにとってはしかし、こうした無関心な他人のいる都市のなかに、開放の可能性がある。セネットは、『無秩序の活用』のなかで初めて概要を描いた、都市コミュニティは異質性を必要性とするという主張を発展させ、「差異が存在し、互いに接続しない生活の断片がある都市、そうした都市においてこそ、強迫観念にとらわれた人々は解放される」(1990: 125) ことを強調する。実際、彼は続けて、「逸脱は、軽やかに活動する人々で混み合った都市において可能となる自由」(1990: 126-7) だと宣言している。「同化していない他者に対する開放性」のある「抑圧的ではない都市」を求めるアイリス・マリオン・ヤング Iris Marion Young (1990: 241) の主張や、約30年前に、ニューヨーク市内の「寛容性、すなわち近隣間にある著しい差異に対するゆとり the room」を称揚したジェイン・ジェイコブズ Jane Jacobs (1961: 83) との共通点がここにはある。だが、ジェイコブズにとっては、「見知らぬ人たちが、礼儀正しくも基本的に堂々とした控えめな間柄において、共に平和に暮らすことを許容する」鍵は、無関心なのではなく、「自分たちで行う監視」(1961: 121) の実践、つまり「人々自身によって課される……（中略）……自発的なコントロールの、錯綜したほとんど無意識のネットワーク」(1961: 31) であった。

ウィリアム・ブラットンにとっては、セネットの無関心も、ジェイコブズの「自分たちで行う」監視も、寛容と開放の場所としての都市を確立するために充分ではない。ニューヨーク市の巡検において彼が感知した逸脱には、より断固とした対応が要求されるのだ。1994年にニューヨーク市警察本部 (NYPD) の本部長として赴任したあと、ブラットンは、物乞い、酔っ払い、心なき破壊者を、ゼロ・トレランス・

ポリシング zero tolerance policing として知られることになるものの標的にした。政治的左派の論者の多くは、この戦略が、公共空間において遭遇する多様性——都市の開放の可能性に対するセネットの見解にとって非常に重要なもの——を消し去る試みだとみなし失望した。ニール・スミス Neil Smith (1999) に従えば、たとえば、ブラットンのゼロ・トレランス・アプローチは、1990年代の都市報復主義 urban revanchism を例証しており、「ありうる都市の将来を示す、身も凍る兆候」なのである。しかし、政治的右派の人々にとっては、ブラットンの強硬な「法と秩序」アプローチこそ開放なのであった。ブラットンを雇ったニューヨーク市長であるルドルフ・ジュリアーニ Rudolph Giuliani は、「自由」とは、「実行することに関する大きな判断を法的な権威に委ねようとする、あらゆる個人存在の意思である」(Smith, 1999: 189における引用) と宣言した。この観点からすれば、ゼロ・トレランス・ポリシングは、「社会的地位があり、法律を遵守する人々のために街路を取り戻し、『恐れ文化』……（中略）……つまり後期近代の都市環境の特質を、克服する手助け」(Hughes, 1998: 112) になるのだろう。

本章では、都市における逸脱、差異、犯罪統制の相互作用をめぐるこうした緊張と懸念を探求したい。シャロン・ズーキン Sharon Zukin (1995: 27) にとって、「公共空間の民主化」は、物理的なセキュリティに対する人々の不安で混乱している。彼女は、「公共の文化に対するもつともはっきりとした脅威の一つは、日常的な恐れのパリティクスから生ずる」(1995: 38) と警告する。同様に、アッシュ・アミンとスティーヴン・グラハム Ash Amin and Stephen Graham (1999: 16) は、「差異、知覚されたもの、あるいは現実（たとえば、犯罪や暴力に対する恐れ、人種的な不寛容、不確実性と不安感）が併存することに関わる緊張によって、『都市の公共空間』という言い回しの定義や使用そのものが、しばしば疑問視される」と記している。セネットもまた、ニューヨーク市をめぐる散策のなかでこのことを認めている。彼が観察しているように、「[公共空間からの] 離脱があり、[公共空間に] さらにされることへの恐れがある。あらゆる差異は、ドラッグの売人と一般市民とのあいだにある差異と同じように、潜在的に一触即発であるかのようだ」(1990: 129)。

そうした恐れの原因と、それらが公共空間における社会生活からの排除を生みだし強化する様式は、複雑である。ある局面で、人々は、犯罪そのものの体験によって促される恐怖のために排除されるかも

しれないし、あるいは人種差別主義者、性差別主義者、同性愛差別主義者、年齢差別主義者による嫌がらせのような、準犯罪的な行為の結果として排除されるかもしれない(Pain, 2001)。だが、恐れはまた、差異や困難への直面を通じて生まれる、より漠然とした懸念の感覚を反映したものであり、それは犯罪不安のように、人々の社会活動、雇用機会、表現の自由を制限する予防的な行動につながりうる(Bannister and Fyfe, 2001)。しかしながら、「都市の惨禍に対する新たな予兆」(Baeten, 2001: 4)を構成するのは、恐怖と犯罪だけではない。しばしば犯罪統制そのものが、今や都市における差異と多様性への重大な脅威として表象されているのである。犯罪学者や左傾の都市計画専門家は、ゼロ・トレランス・ポリシング(ZTP)や閉回路テレビ(CCTV)による監視のような、取り締まり活動と犯罪予防におけるイノベーションが、どの程度、「社会統制という歯止めを強化するものとして、また、技術的に洗練された新たな全体主義の兆候として」(Young, 1999: 90)みなされるかについて多くを語っている。そうした新たな犯罪統制戦略の支持者たちは、彼らが犯罪と犯罪不安を劇的に減少させることができると信じているのだが、他方で批判者たちは、「公共空間において逸脱、不完全、周縁だと判断される社会集団の空間的排除を通じて、無秩序と差異の公共圏を浄化しようとする試み」(Toon, 2000: 141)以外の何ものでもないとなししている。

犯罪統制の戦術とテクノロジーに対するこれらの競合する見方には、われわれが現代都市の開放の可能性を理解する上でまったく異なった解釈が存在する。ZTPとCCTVによる監視の擁護者が、恐怖を減らすことは、都市において人々が新しい自由の感覚を享受することにつながると断言するのに対し、反対者は、こうしたイニシアティブは、抑圧的で「不寛容の犯罪学 *criminology of intolerance*」の一部であり、その主な関心は、「システムの円滑な運行を妨げようとする」人々を排除することにあると主張して対抗している(Young, 1999: 46)。本章では、後期近代都市における犯罪統制へのこうした異なる解釈を探求する。事例研究として、ZTPとCCTVによる監視を扱うことで、ZTPとCCTVによる監視の特性と影響が、それらの支持者や批判者のどちらが見込んでいるよりも遙かに複雑な様相を呈していることを主張したい。ただし、ZTPとCCTVの背景を把握するためには、第一に、後期近代都市において新たに生じつつある犯罪統制の輪郭を描き出すことが必要である。

展望と現実—後期近代都市における犯罪統制—

デヴィッド・ガーランド David Garland によれば、イギリスとアメリカにおける犯罪統制は、近年、統治行為の新しく明確な二つの道を示している。すなわち、「予防と協働を強調する適応的な戦略 *adaptive strategy* と、強化されたコントロールやあからさまな刑罰を力説する主権国家的な戦略 *sovereign state strategy*」である(2000: 348)。適応的な戦略は、セキュリティの主たる提供者であろうとする国家の主張を退けつつ国家を取り込み、代わりに、増大する監視のような予防技術の使用と、取り締まり活動や都市デザインのような分野における公共と民間の協働の役割を強調する。だが、ガーランドは、この新たな犯罪予防の社会的基盤について、政府は「非常に両義的」だと主張する。特定の空間における、ある時間において、そして特有の秩序違反と違反者に関して、政府は、過酷な量刑手続きや投獄、ゼロ・トレランス・ポリシングを一層用いるような、取り締まり活動と刑罰のより徹底した流儀の戦略を用いることで、「主権国家の古い神話」を復活させているからだ。

犯罪統制への新たなアプローチの根底には、後期近代に関連した複雑な社会的、経済的、政治的变化がある。これらには、国家財政の逼迫、新たな形態のガバナンスの出現や新たなテクノロジーの勃興、そして、ここでは特に重要なことなのだが、「犯罪と不安感の新たな集合的経験」(Garland, 2000: 354)が含まれる。高い犯罪率は今やありふれた社会的事実となった。ジョック・ヤング Jock Young (1999: 122)は、どのようにして「犯罪が、めずらしいもの、異常なもの、周縁的な人や見知らぬ人の違反から、日常生活の要素のありふれた部分へと移行したか……(中略)……同様に、その懸念を都市のあらゆる地域へと拡大させる」のか記述している。もちろん、犯罪の集合的な経験は、社会的にも空間的にも著しく差異化されたままではあるが、重要なのは、1980年代以降、生活のなかで犯罪が示す特徴的なあり方という点で、もっとも劇的な変化のいくつかを経験したのが中産階級だったことだ。「概して貧者に降りかかる問題から、犯罪(特に破壊行為、窃盗、住居侵入、強盗)」は、ガーランドが強く主張するように、「車を所有したり、地下鉄を利用したり、日中に家を無防備にしたり、夜間に都市の街路を歩いたりする人々にとって、ますます毎日の関心事になった」(2000: 359)。

犯罪の頻度と分布における変化の背景に対して、

中産階級は、「犯罪率への公的な対応の台本を書き」(Smith, 1999: 199)、大西洋の両側の諸都市において流行した、犯罪統制に対する新たなアプローチに辿り着いたのだった。予防と協働の適応的な戦略は、コミュニティ・ポリシングのイニシアティブの増大や、裕福な郊外における近隣警戒活動の構想計画の急増、そして、建築と都市デザインにおける「要塞化への欲求 *fortress impulse*」の奨励に顕著に認められる。たとえば、スーザン・クリストファーソン Susan Christopherson (1994: 421) は、「セキュリティの檻と、蜂の巣のような住宅と事業所の要塞」に占領された都市を描写しているが、他方で、ユージン・マクラフリンとジョン・マンシー Eugene McLaughlin and John Muncie (2000: 117) は、「はっきりと境界が画定され、私有化され、塀で囲まれ、ゲートを設えた飛地」で穴だらけにされた都市について記述している。国家による取り締まり活動への伝統的な依存は、私的な形態の取り締まり活動と電子的な監視の拡散に基づいた新たな「セキュリティ・ネットワーク」(Newburn, 2001) に道を明け渡したのである。主権国家的な戦略という意味において、アメリカやイギリスにおいて現在展開されているイニシアティブの題目は、非常に広範に渡る。「より厳しい量刑手続きと投獄の多用、……(中略)……チェーン・ギャング *chain gangs* [一本の鎖につながれた囚人たち] および私刑の復活、ブート・キャンプ *boot camps* と『超極大 *supermax*』刑務所、……(中略)……性犯罪者情報公開法 *community notification laws* と小児性愛者の登録、ゼロ・トレランス・ポリシングと性犯罪者法 *sex offender orders*」(Garland, 2000: 350) といった具合だ。この戦略の目に見える痕跡は、適応的な戦略よりも小さいのかもしれないが、そのようなことは現代都市の命運にとってもはや重要ではない。

グローバル金融の世界のなかで、国家の政府は、過大な警察署以外の何ものでもない役割を割り当てられる。すなわち、街路から、物乞い、厄介者、コソ泥を一掃する際に効果的に示されるのは、掃討に導入される警察官の量と質であり、また、「投資者」に信頼を与える要素——投資するのか、もしくは損失を削減し手を引くのかの決定が行われる際に計上される項目——のなかで、大きな位置を占めているのは、刑務所の壁の堅固さなのである(Bauman, 2000: 216)。

本章の文脈において、犯罪統制に対するこれら二つのアプローチによって提起される鍵となる問い

は、後期近代都市における差異と逸脱の規制の解釈に関わっている。主権国家のおよび適応的アプローチを例証する事例研究として、ZTP および CCTV による監視を扱うことで、こうした犯罪統制の戦術とテクノロジーが、対照的な言説によって構築されていること、そして、それらが、都市における犯罪についての懸念ならびに犯罪統制についての懸念にとって重要だということを吟味してみた。

ゼロ・トレランス・ポリシング (ZTP)

ZTP が初めて公の関心事になったのは、ニューヨーク市警察本部 (NYPD) の署長としてウィリアム・ブラットンが任命された 1990 年代の半ばのことであり、そこで彼は、「生活の質」に関わる秩序違反行為を標的にした取り締まり戦略を導入したのだった。これらのいわゆる「ビールと小便 *beer and piss*」パトロールは、酩酊、立ち小便、物乞い、公共物の破壊、その他の反社会的行為に焦点を当てた。「ニューヨークの公共空間を取り戻せ *Reclaiming the Public Spaces of New York*」(New York City Police Department, 1994) と題されたこの戦略は、「都市における犯罪と犯罪不安を軽減するために、ニューヨーク市警察によって行われた……(中略)……取り組みの要」だった (Silverman and Della-Giustina, 2001: 950)。強引な物乞い、ゴム雑巾の掃除人、路上売春、ブームボックス・カー *boombox cars*、公共の場での酩酊、無謀な自転車運転者、落書きのような、生活の質に関わる秩序違反行為が、公共空間の利用を制限し、ひいては「すべての公的環境が人を脅かす場所になっているという感覚」(New York City Police Department, 1994: 5) を生じさせているという主張に、この戦略は基づいていた。生活の質に関わる秩序違反行為に焦点を当てた理由は、これらの秩序違反に関して「高圧的な警察力を権威主義的に強引に用いること」が、恐れを減らし、より深刻な類型の無秩序や犯罪が生じるのを防止するからということだった (Innes, 1999: 398)。この根拠づけは、ジェームズ・ウィルソンとジョージ・ケリング James Q. Wilson and George L. Kelling (1982) によって提案された「壊れ窓 *broken windows*」理論により学術的な信頼を得た。

荒廃の兆候の存在は、フィードバック循環を引き起こすことがある。その循環によって、ローカルな人々——監視とコントロールのインフォーマル

なメカニズムが、ローカルな場における秩序の主たる保証人となっているのだが——のなかでも法を守る成員に恐れが生じる。この恐れが、法を守る集団を公的な相互作用から全面的に退かせ、それゆえ、インフォーマルなコントロールが弱まり、犯罪的、無秩序的な活動が急速に増加するのである(Innes, 1999: 398)。

些細な秩序違反に対するブラットン断固たる措置は、すぐさま頼もしい結果をもたらしたかのようにみえた。ニューヨーク市において、1994～1997年に記録された犯罪率は37%まで低下し、殺人は50%以上減少したのである。Bratton (1997: 29)によると、このことは端的に説明できた。すなわち、「警察のおかげ」なのだ。驚くことではないが、この「勝利者の談話 triumphalist discourse」(Body-Gendrot, 2000: 117)は、他の国の政治家や警察主任の関心をすぐに捉え始めたため、NYPDは世界でもっとも訪問され研究される警察署となった。1995年の夏に、当時イギリスの影の内相であったジャック・ストロー Jack Straw がニューヨーク市を訪れ、ブラットンと会合した。帰り際、ストローは、労働党政府がZTPを導入して、「安酒ばかり飲むアル中 winos、麻薬常習者、ゴム雑巾がけ屋 squeegee merchants による強引な物乞い」から「法を守る市民のために街路を取り戻す」(Bowling, 1999: 532における引用)ことを約束したのであった。それ以来、そうした道徳的な権威主義が、ロンドンのキングスクロス地区、イングランド北東のクリーヴランド Cleveland、スコットランド西部のストラスクライド Strathclyde を含むイギリス各地において、ゼロ・トレランス型の取り締まり活動を採用することで実行に移された。これらすべての地区において、ZTPの唱道者たちは、犯罪と犯罪不安が劇的に減少したと主張している(以下を見よ Dennis and Mallon, 1997; Orr, 1997)。もちろん、犯罪レベルの低下を、特殊な取り締まり活動のイニシアティブと直結させるあらゆる試みは、問題に満ちている。ベン・ボウリング Ben Bowling (1999: 551)がニューヨーク市において結論づけているように、たとえば、「強引な取り締まり活動と犯罪の減少のあいだのつながりが認められるのは、単に状況的な事例に過ぎない」。1990年代中期の都市における殺人の減少は、彼が主張するように、取り締まり戦略のいかなるイノベーションよりも、クラック・コカイン市場の縮小に大きく関わっていた。さらに、アメリカにおいてZTP戦術を採用しなかった都市でも、1990年代半ばには、犯罪が劇的に減少した。た

とえば、サンディエゴでは、採用された取り締まりアプローチが、ニューヨーク市のアプローチや、警察と公共・民間部門のあいだで包括的に発展しつつある協働とはまったく異なっていたにもかかわらず、犯罪の減少が、ニューヨーク市で記録されたものに匹敵した(Body-Gendrot, 2000)。

このように、その影響は不確定であるにもかかわらず、警察官や政治家のあいだで、ZTPへの支援が、「社会統制の一手段として取り締まり活動や法的規制を継続させ」ようとする、国家による「最後の試み a last ditch attempt」(Hirst, 2000: 281)としてますます顕在化している。だが、同時に、ZTPへの批判も高まっていった。実際、ZTPへの非難は、都市における公共秩序、差異、そして多様性が有する含意に気づいた、上層部の警察官、犯罪学者、左寄りの都市計画専門家の意外な同盟のあいだに広まったのだ。イギリスの警察官には、ZTPを、いくつかの都市において深刻な公共の無秩序〔の解消〕には貢献したものの、1970年代と1980年代に失敗した軍事型の取り締まり戦術への回帰とみなしている者もいる(Hopkins Burke, 1998)。たとえば、英国のテムズ・バレー・フォース Thames Valley force の警察本部長であるチャールズ・ポラード Charles Pollard (1997: 44)は、「低水準の犯罪性や無秩序性を取り上げるような無慈悲……(中略)……そして、短期的な成果の偏狭な追求」には批判的である。何人かの犯罪学者(Body-Gendrot, 2000; Greene, 1999など)は、こうした関心に共感し、犯罪が減ることが、特にマイノリティのコミュニティにおいては、警察にとって公共の信頼への手痛いコストになってしまうありさまを強調している。しかしながら、他の者はさらに激しく批判している。「活力に満ちた街路の生活にとって非常に重要な……(中略)……『路上のバレエ』や『穏やかな無秩序 benign disorder』をまったく簡単に破壊してしまう、閉口する取り締まり beat policing のロボコップ版」として、ZTPを描く者もいる(McLaughlin and Muncie, 2000: 130; Merrifield, 2000: 484を参照)。スミスは、ZTPに対してもっとも一貫した攻撃の一つを加えている。彼によれば、NYPD (1994)の『ニューヨーク市の公共空間を取り戻せ』の出版は、「都市景観における世紀末的な *fin de siècle* アメリカの報復主義の到来」を告げていた。この報復主義は、「白人中産階級から、かれらが生得権だと思いついていた都市を盗み取った敵である容疑者を、感情的に定義するもの」であった(1999: 187)。

差異や多様性に対するZTPの有する含意につい

て、こうした懸念が重要なのは、この取り締まり戦略の支援者の一人よがりな利己的な主張に異議を唱えるからだけではない。にもかかわらず、幾人かの批判者によって提出された ZTP についての急進的な全体主義的解釈では、犯罪よりも犯罪統制のほうが、都市の生活と文化にとっての主要な脅威として構築される。この解釈は、ZTP 支援者のユートピア主義的な主張と同じように、誤解を招いたり誇張されたりするおそれがある。後者は、ZTP を、公共空間の問題に対するある種の「手軽な奇跡であり即座の救済」(Young, 1999: 130) として思い描くのにに対し、批判者は、単にこのレトリックを反転させ、即座の抑圧をもたらしあらゆる「街路の自発性と活気」(Merrifield, 2000: 485) を破壊する純然たる厄災とみなす。しかし、この解釈は、ZTP の戯画化にあまりに重きを置いているのであって、増加する文献を少しばかり閲覧しさえすれば、ZTP が、多くの反対者が無批判に流布させている大衆向けのイメージよりも遙かに複雑な一連の実践であることが明らかとなる。特に、ZTP に対する批判的な見方が、まさに万華鏡のような詳細さで街路の人々の日常生活に焦点を当てる一方で、警察は単に「抑圧の原因になっている抽象的で規則正しい秩序」として描写される (Thrift, 2000: 235)。

ニューヨーク市における警察の実践についての考察は、生活の質に関わる犯罪を強調することが、より深刻な秩序違反に関わる機密情報収集に大いに役立っていることを明らかにした (Greene, 1999)。さらに、[ZTP の] 厳格な実施は、警察をより効率的、効果的、そして説明責任のあるものにするために策定された、管理、コミュニケーション、機密情報収集の広範に渡る一連の改革のうちのたった一つの要素に過ぎない。それゆえ、エリ・シルバーマンとジョ・アン・デラ・ジュスティーナ Eli Silverman and Jo-Ann Della-Giustina のような研究者が、ZTP は現実とほとんど関係のない一連の神話を生んでいる、と結論づけているのは驚くことではない。とりわけ、ゼロ・トレランスが現実には、「あらゆる生活の質に関わる秩序違反行為に対する、24 時間、一週間に 7 日間の、絶え間のない実施」を意味するわけではないのに、批判者たちは、あまりにしばしばゼロ・トレランスを「警察に、ほとんどあるいはまったく自由裁量を残さない」ように描いている、とかれらは記している (2001: 954)。このことは、ブラットンによって繰り返し唱えられてきている。彼は、自由裁量が取り締まり活動の不可欠の部分であって、ニューヨーク市で起きたことはゼロ・トレ

ランス・ポリシングではないと強調している。実際、ブラットンはその概念を厳しく非難して、取り締まり活動には、ローカルなコミュニティと協議して一連の犯罪と無作法な行為に対し行動する、発展途上の計画が含まれていることを強調したのだった (Young, 1999: 124)。さらにいえば、批判者は、「ローカルリティや差異の特異性に対してほとんど注意を向けていない」(Hughes, 1997: 158)。

ニューヨーク市内での比較研究は、ゼロ・トレランス・ポリシングの様式において地域差の重要性を明らかにした。サウスブロンクスにおける二つの行政区の研究は、人員への指揮の改善やより活発なコミュニティの相互作用を強調する、警察の指導者たちが採用した管理のローカルな様式の結果として、犯罪が顕著に減少したことや警察に対し市民の不平があったことを浮き彫りにした (Davis and Mateu-Gelabert, 1999)。都市間から国際間のスケールに移ってみると、アメリカとイギリスにおける ZTP には明らかな違いもある。ZTP の大衆向けの言説に与する、イギリスの上層部の警察官がいるにもかかわらず、ZTP で実験を行ってきたと主張する地区の取り締まり活動は、強引な施行というよりも、情報の開拓と情報に根差した警察行動に方向づけられてきた。実際、Johnston (2000: 67) は、イギリスの文脈において、ZTP は、無作法な行為の問題に対処するというよりも、リスクに根差した取り締まり活動 (情報収集と事前介入という意味において) により強く関係していると結論づけている。

「ゼロ・トレランスの福音 the zero tolerance gospel」(Shapiro, 1997) のなかに危険を見て取るだけの人々には、第二の難点がある。ゼロ・トレランス戦略の土台となる壊れ窓理論によって与えられた重要な洞察は、「些細な無作法な行為の累積的な効果が、犯罪そのものと同じように、公共的なものにとって大きな問題を引き起こす」(Young, 1999: 138) ということだ。ヤングが主張するように、このことは、10 年以上前、エジンバラの女性の家庭内暴力キャンペーンが、女性に対する暴力に関連づけて「ゼロ・トレランス」という用語を初めて作り出した時に、認識されていた。このキャンペーンは、レイプもしくは他の形態の性的暴力が、じろじろ見ること *staring* や触れること *touching*、そして言葉による性的な虐待も含みうる、「強引な性的行為から連続した最終地点」(1999: 138) を示しているということを明確に認識するよう求めた。もちろん、ゲイやレズビアン、若い人や年配の人、民族・人種的なマイノリティを含む、一連の他の無防

備な社会集団が受けた虐待に関連して同様の主張がなされた。これらの文脈において、ゼロ・トレランス・アプローチを採用するという過ちが個人や社会集団の排除に大いに寄与することになる、などと異議を唱える者はほとんどいないであろう。民主主義は、「あらゆる種類の無秩序が暴走するのを許す」ことはできないけれども、このことは、「ゼロ・トレランス戦術を退け争わ」なければならないと信じる人々にとってジレンマになっていると述べる批判者もいる (Merrifield, 2000: 885)。すなわち、「良い」ゼロ・トレランスと「悪い」ゼロ・トレランスをどのようにして差異化するのかということである。このことが示唆するのは、ZTP の両義性により一層向かい合う必要性である。一方で、ある形態のゼロ・トレランスは、都市における自由を厳しく禁止する。Silverman and Della-Giustina (2001: 954) が記しているように、「ゼロ・トレランスが、生活の質に関わる秩序違反行為を熱狂的に追撃するように変化したとき、全ての人々が——民衆も警察も同じように——犯罪と戦う自分たちの能力を失う」。他方で、特定の無作法な行為に対するゼロ・トレランスは、都市を利用するいくつかの集団の信頼を高めることができるだろう。それゆえ、ZTP の批判者は、「無秩序という赤子が、犯罪という風呂の水と一緒に捨てられてしまうかどうか」 (Merrifield, 2000: 484) について悩むかもしれないけれども、同じ批判者が、「利口な取り締まりという赤子」を「強引な取り締まり」という風呂の水と一緒に簡単に捨ててしまうわけではない (Bowling, 1999: 550) ということもまた重要なのである。

閉回路テレビ (CCTV) による監視

ZTP はニューヨーク市のような国際的な世界と大きく関わっているが、CCTV による監視の議論において一様に注目されるのは、イングランドの南海岸に位置する比較的静かな沿岸の町ボーンマス Bournemouth である。ボーンマスはイギリスの「監視革命」の誕生地である (Williams et al., 2000: 169)。1985 年の夏、ここでイギリスにおいて初めて公共空間の CCTV システムが「可動」を始め、続く十年のあいだに、他の町や都市において同様の構想計画が徐々に制定されたのだった。だが、1990 年代の中盤から、CCTV 構想計画の拡散に拍車がかかった。1994 年にイギリスでは、78 の町と都市に CCTV があったのだが、1999 年の 5 月までに、530 の町お

よび都市の中心地における構想計画が始動するか、あるいは財政的支援が割り当てられた (Williams et al., 2000: 170)。イギリスの都市では今日、電子的な「路上への目」が世界で最も過度に集中している (McLaughlin and Muncie, 2000: 130)。

CCTV システムのこうした急速な拡大の理由は、今では詳しく報告されている (Fyfe and Bannister, 1998; Williams et al., 2000)。経済学的にみると、CCTV の拡大は、「消費の新しい領域において不適切な行為を締め出す」 (McCahill, 1998: 42) ことによって、企業家主義的な都市の富を復活させようとする、都市再生の課題と企図に結びついている。イアン・トゥーン Ian Toon (2000: 150) が述べるように、CCTV は、「他のあらゆる利用 [形態] を差し置いて、街路の商業的な機能を促進し、公共空間を復興する試み」の一部なのである。政治学的にみると、監視構想計画に資金調達するうえで、ビジネスと地方政府が関与するということが示しているのは、いかに CCTV が、公共と民間の協働——ある種の犯罪統制活動を地方と民間部門へと押しつける「責任転嫁 *responsibilization*」の戦略を、中央に追求できるようにさせるもの——を発展させようとする課題と合致しているかということである。

ZTP と同じように、この技術が都市に相当な便益をもたらしたと進んで主張する CCTV の支持者には事欠かない。いくつかの町および都市の中心地における、犯罪事件に対する CCTV の影響についての「前」「後」研究は、犯罪率が劇的に低下したこと、さらに、「繁華街の利用者に、自分たちは安全だと安心させること」で、いわゆる「心地よく感じる要素」に貢献したことを示唆している (Home Office, 1994: 14)。意識調査も、型どおりに、公共の支持が高レベルであることを明らかにしている。ロンドン南東のサットン Sutton で尋ねた人の 85% が、繁華街の CCTV を気に入っており、グラスゴーで尋ねた人では 95% に上ったという。そのため、CCTV による監視は賞賛的になっているようだ。すなわち、「公共の自由を増大させ、人々が公共の場所を楽しむための機会を増やしている」 (Arlidge, 1994: 22) のだと。だが、町および都市の中心地を利用する人々にとって「心地よく感じる要素」になることが見込まれるといった、CCTV を取り巻くユートピア的で決定論的なレトリックは、しだいに疑問視されるようになっていく。犯罪減少の証拠と、犯罪不安はまったく合致しない (Fyfe and Bannister, 1998)、CCTV システムは、犯罪をカメラの視界から外れた地区——犯罪問題におそら

くそれほど対抗することができない地区——へと単に転移させるだけである。意識調査の実施方法には、一定の深刻な方法論的弱点があることがしばしば主張されてきたが、それと同じように、CCTVに対する公共の支持も、高いあるいは確固としているというわけではない(Ditton, 2000)。より一般的にみれば、ロイ・コールマンとジョー・シム Roy Coleman and Joe Sim (1998) が当を得た主張をしているように、「心地よく感じる要素」は、都心の公共空間における危険や無秩序という特定の概念に焦点を当てるものの、私的空間において経験される家庭内暴力のような、犯罪と懸念についての他の領域を周縁化している。

犯罪と逸脱への CCTV の影響がこのように不確定であっても、CCTV による公共空間の監視に対する、大衆的で政治的な熱狂にはまったく水を差さないようにみえる。だが、ZTP への批判の土台となる見解と似通った急進的な全体主義に影響されて、この犯罪予防の「特効薬 silver bullet」への一層批判的な見解もまた展開されたのだった。『極限の監視社会 *The Maximum Surveillance Society*』のなかで、クライブ・ノリスとゲイリー・アームストロング Clive Norris and Gary Armstrong (1999) は、たとえば、CCTV についての学術的な文献が、いかにオーウェルの『1984』のビッグ・ブラザーや、ベンサムのパノプティコンに関するフーコーの議論への間接的な言及に満ちているかを記している。「支配的な文化の主題は悲劇的であり」、「そこで、CCTV は、全体主義的な規定の構造のなかで徹底的に解釈されるこれらの監視形態の文脈のなかに位置づけられる」(1999: 5) とかれらは結論づけている。多くの都市計画専門家たちは、よりあからさまに、CCTV による監視が、社会的排除の過程と公共空間の終焉へ寄与することに焦点を当てている。スティーヴン・フラスティ Steven Flusty (1998: 59) は、ロサンゼルス文脈に基づく記述で、ビデオカメラは今や、「警察国家のマトリックスのなかに組み込まれた特権を持つ、電子的に接続された島々へと都市を再編する社会的基盤」の一部であることを示唆している。ジョン・パニスター Jon Bannister とわたしは、CCTV の見解に対するこの黙示録的な展望に与してきた。そして、CCTV 監視カメラの一貫した視線のもとでは、街路が、あらゆる人的な接触、対立、寛容を有した公共的な生活を象徴しているとすどのような主張も、維持するのは難しいだろうと警告してきた (Fyfe and Bannister, 1998: 265)。より最近では、Williams et al. (2000:

184) が、CCTV は、「消費者としての市民のために……(中略)……繁華街の公共空間」を保護する道具として用いられ、「他方で、消費力の弱い人々は……(中略)……効果的に排除される」と断言した。

しかし、ZTP と同じように、CCTV へのこうしたディストピア的な展望は、後期近代都市における差異と多様性に対する解釈に、誤解を招く誇張された説明を与えるリスクがある。たとえば、CCTV の影響を理解する方法として、フーコーによるパノプティシズム panopticism の解釈を引用しようとする誘惑には注意が必要である。いくつかの類似点があるものの、都市の街路は、監獄や収容所の境界づけられた施設の空間と同じではない。囚人や収容所の被収容者と違って、「都市の人々は継続的な拘留を受けて」いないし (Hannah, 1997: 344)、街路を利用する人々も、CCTV で撮影されていることにいつも気づいているわけではない。反対に、パノプティコンのなかでは、服従させることを意図した確実な探知と、そのための介入が必要であった。CCTV システムでは、探知と介入が、一連の社会的過程——映像が監視されているかどうか、逸脱と定義される活動が実際に反応を引き起こすかどうかを含む——において不確定である (Norris and Armstrong, 1999: 92)。実際、ちょうど支持者と同じぐらい多くの CCTV の反対者が、「これらのカメラの持つ印象的で技術的力……(中略)……それらが効果を発揮するのには、ほとんどあるいはまったく人的努力を注ぐ必要がない、というような軽率な信念」(Ditton and Short, 1999: 39) を分かち合っているようにみえる。この立場は擁護できない。CCTV は、他の技術的なイノベーションと同じように、「人々を一掃する電子の世界」ではなく、「人々と電子的な事物の『アクター・ネットワーク』」を生み出すのである (Thrift, 1996: 1473)。

こうした、CCTV カメラ、制御室のオペレーター、警察官の「アクター・ネットワーク」についての研究は比較的少ない。批判者は、カメラのまなざしがもたらした対象者の排除の経験を明らかにすることに躍起になっているが、「CCTV システムによって生じる情報が、どのように選択され、評価され、使用され、対応されるのか」(McCahill, 1998: 46) を理解することにはほとんど関心がない。ある CCTV カメラについての研究は、「目的は……(中略)……公共の環境で十代の若者をどのように取り締まるかについて、警察官や CCTV の監視員による説明を収集することではなく、むしろ排除された人々の観点から、取り締まりの諸活動に対して禁止や制

約の根拠を提供すること」(Toon, 2000: 163)だと率直に認めている。後者は、もちろん重要なことではあるのだが、しかし、CCTV システムを作動させる人々の役割も(技術的な決定性の畏を避けるのであれば)重要である。諸活動や、CCTV 制御室の人員と警察官のあいだの相互関係について、わずかに出版されている研究のなかの一つで、ノリスとアームストロング Norris and Armstrong は、CCTV 制御室で目撃された諸活動に対応するために警察官を動員するのは希な出来事だということを発見した。三つの制御室における 600 時間の観察のなかで、たった 45 人の動員しかなく、そのほとんどが暴力犯罪への対応だった。これらの研究者が結論づけるように、「権威主義的な介入は比較的まれな出来事であり、動員につながる事件は少なく、逮捕されるまでに至る者はさらに少ない」(1999: 168)。この理由は複雑であり、組織的、構造的、人的な要素の相互作用を反映している。CCTV のオペレーターは、警察の介入を要請 demand するというよりも、ただ求める request ことができるだけであり、[要請する場合には]警察行動を求めるための確固とした根拠を示すことができなければならない。実際、介入するための特定の法的な令状がなければ、警察は関与することに消極的である。Norris and Armstrong (1999: 200) にとって、このことは以下のことを示唆している。CCTV の「排除的な潜在力」は、批判者を非常に憂慮させているが、「主として、警察が動員されるのはそのようにまれなことであるため」、実践のなかで特に顕著というわけではない。

介入や逮捕が比較的に少ないという事実は、もちろん、「重要な社会的相互作用が——遠隔的・技術的に媒介されてはいるものの——生じない」(Norris and Armstrong, 1999: 151) ということの意味しない。たとえば、イングランドにおける繁華街の CCTV 導入に対する若年者の反応についての研究は、かれらが、CCTV のまなざしを避けて「自分たちの空間を奪い返す」ために、「繁華街内の隠された隙間の空間や繁華街を抜ける『不可視の』道筋」を見つけ出すよう強いられていることについてどのように感じているのかを明らかにした(Toon, 2000: 154)。にもかかわらず、CCTV による監視は、ZTP と同じように、「出版されている文献の大半のなかで仄めかされているよりも、ずっと扱いにくく不確定であり、競合する解釈に対して開かれている」(Hughes et al., 2001: 333) ことも明らかだ。それゆえ、ユートピア的な言葉(犯罪統制の特効薬のような)、もしくは、まったくの(全体主義的なコント

ロールについてのオーウェル流の未来の) デイストピア的な言説の一部として CCTV による監視を描くよりも、より微妙な差異を明らかにする立場が求められる。実際、多義性や両義性はまさに、CCTV の普及に対するローカルな人々の反応を知らせると思われる特徴である。「どのように、CCTV が使用されることになるのかについて、また、それが指し示す世界の様相について一連の(しばしば拡散する)懸念を伴いながらも、ビデオ監視への『要求』は不承不承受け入れられている」(Sparks et al., 2001: 894) のである。両義性の感覚はまた、感情的な経験としての CCTV による監視に関するヒル・コスケラ Hille Koskela の考察にとって重要である。

監視下にいることは、両義的で感情的な事柄である。監視カメラは、物体として、安全と危険を同時に表象しうる。守られていることが、脅かされていることと同じように感じられるのである。感情の空間の逆説とは、実際にまさしく、監視カメラが、人々をより安心にもより不安にもさせるということだ(2000: 259)。

より具体的な言葉で、Young(1999: 193) は指摘している。CCTV は、「もっとも不愉快な発明の一つ」であり、オーウェルの『1984』を実現させるものでもあるが、異なる政治的文脈では、[ある人々を]開放し保護することができる。すなわち、「カメラは反転させられる。したがって、それらの文脈やコントロールは変えられる」のである。CCTV の積極的な使用例には、路上で知られている人種差別主義者の犯罪者を見分けるために顔認証ソフトを用いて、人種差別主義者による襲撃からの保護を提供しているイースト・ロンドンのニューアム Newham が含まれる(Lyon, 2001: 58-9)。他の例として、CCTV が、出来事の説明に特権を与えている警察官の力を——仮にカメラが今、路上でかれらのパフォーマンスや活動を監視することができるとするなら——変化させる手段となることがあげられる(Norris and Armstrong, 1999: 188)。真の挑戦とは、「資本主義の陰謀の産物もしくは財閥の衝動の悪意ある結果」(Lyon, 2001: 2) として単に糾弾することでも、犯罪予防の「特効薬」として無批判に受け入れることでもなく、「大衆監視の新たなテクノロジーが、排除ではなく参加を奨励するために、個性を弱めるのではなく強めるために役立てられ、悪意よりも善意の目的のために用いることができる」(Norris and Armstrong, 1999: 230) ような方法を見つけることなのだ。

結論—犯罪統制の未来—

犯罪統制の戦術とテクノロジーをめぐる議論は、後期近代都市における差異と逸脱に対する解釈についての、ユートピア的あるいはディストピア的な展望のあいだでますます二極化しつつある。興味深いことに、これらの議論は、19世紀の近代都市における犯罪統制について歴史家のあいだでなされた主張とまさしく共鳴する。「秩序の問題を解決し、無法の拡大をチェックする」(Reiner, 1992: 19) 手段として、都市域へ公式の取り締まり活動を導入するという「正統的な」説明と、警察は「国家が社会の深部まで浸透し中央化された社会システム」(1992: 34)の一部であるという「修正主義者 revisionist」の主張が、対比されているのである。修正主義者のこうした説明が、近代警察の正統的な見解を超えた理解に進展をもたらすように、犯罪統制の後期近代的な手法に対する批判もまた、ZTPやCCTVについてのわれわれの理解を大きく広げた。それにもかかわらず、批判者たちは、後期近代都市における犯罪統制の、決まった解答のない複雑な性質を扱うことにしばしば失敗してきた。実際、これらの批判的な見方の多くを提供する急進的な全体主義は、「ディストピア的な傾向と介入的な社会統制の機構の力を誇張」(Hughes, 1997: 157)する傾向がある。ゴードン・ヒューズ Gordon Hughes が皮肉を込めて記しているように、「ディストピアが垣間見えることは、おそらくは無為に過ごす大衆に較べて、『危機 edge』に立ち向かうことで自分のことのように喜びを疑いなく得る知識人のほうに、特に強く訴えかける」(1997: 158)。だが、犯罪が「もはや周縁的な関心や生活のなかでの予せぬ出来事などではなく、常に起こりうるもの」(Young, 1999: 36)となった時代において、犯罪についての懸念と犯罪統制についての懸念のあいだにある緊張にどうやって対処するのかが問題として残されている。ある側面では、このことは、犯罪統制の両義性と、それに伴う逆説と可能性に取り組むことを意味する。

犯罪統制に対する最近のアプローチを乗り越えて思考すること、そして、都市における逸脱と多様性の問いに対処する刑事司法システム以外の方策を探求することも重要だ。この点に関しては、社会的包摂と多元主義の進歩的な課題を進展させる政治経済的な民主主義を再考することによって犯罪に挑んでいる、ヨーロッパの急進的な共同体主義の展望が開かれつつある。ここで特に重要なのは、ポール・ハースト Paul Hirst (2000)の仕事である。ハーストによれば、犯罪

統制の最近の戦略は、ますます異種混交的で不平等となった社会に対して階層的なコントロールを強化し、ますます競合する諸規範に基づいた監視のシステムを発展させようとしているという。このことは、効果的でも適切でもない刑事司法のシステムに結実している。そこで、ハーストは、アソシエーションリズム associationalism に裏づけられた犯罪統制へのアプローチを主張する。すなわち、異なる価値と、自治的なボランティア組織に権限が委譲され公的に資金援助のあるサービスを有した、自治的なコミュニティに分割された社会のアソシエーションリズムである。集団は同時に存在するが、ミクロなガバナンス(異なる基準が適用される特区)と相互の特別な領域性(同じ空間を分かち合いつつも、コミュニティの関心事に関わる基準を成員のみに適用する自治的なコミュニティ)の混合によって、集団自体の価値を保つであろう。ハーストは以下のようにまとめている。

ドラッグの使用に関して、寛大で限定された地区が明確に分割された都市を想像してほしい。富める者が警備員のいるゲーテッドコミュニティに住むことができること、また、比喩的なアメリカの「ゲッター」が、独自の境界と独自のローカルな取り締まり活動を備えてより現実的なものになってきたことを想像してほしい。このことを、ロサンゼルス市警察に知らせてくれないだろうか。もっとも、かれらのやり方ruleの費用は莫大であり、暴動に対処する費用はかさみ、結果として効果的ではないのだが(2000: 291)。

そうした戦略の要素は、いくつかの都市ですでに存在する。デンマーク国民は、コペンハーゲンのクリスティアニア Christiania にある無政府主義者の飛地に寛容だし、オランダでは、売春やソフトドラッグの使用が許容された周縁的な地帯がある。都市の全域に適用され、単一の中央機関によって運営される犯罪統制に対するアプローチを探求するよりも、より多様な脱中央化され自己規制的な戦略を進展させることに取り組む必要がある。ハーストは、次のように説明している。

公共道徳——ほとんどすべての人々が、殺人、窃盗、詐欺が犯罪であることに同意するだろう——の細い芯の外で、集団は、自分たち自身の基準を上手く設定し取り締まろうとするだろう。市民は、異なった基準が、非公式の自己規律と調停を伴う異なったコミュニティに適用されることを受け入れなければならないだろう。(2000: 279)

興味深いことに、この見解は、われわれを本章のはじめに触れたニューヨーク市の街路に連れ戻す。ジェイン・ジェイコブズ——おそらく都市のもっとも不名誉な遊歩者——によれば、「治安 public peace」は、主として警察によってではなく、「人々自身のあいだの、そして人々自身によって強化された自発的なコントロールと基準の、入り組んでいてほとんど無意識のネットワーク」によって維持される(1961: 31)。これは、後期近代都市における犯罪統制のユートピア的な展望として却下されるかもしれないけれども、「刑事司法の公式のシステム内で犯罪が扱われる様式を変化させる」(Currie, 1985: 229) ことによってわれわれは犯罪をコントロールすることができる、という信念のほうがよりユートピア的なのではないだろうか。

文献

- Amin, A. and Graham, S. (1999) 'Cities of connection and disconnection', in J. Allen, D. Massey and M. Pryke (eds), *Unsettling Cities*. London: Routledge. pp. 7-47.
- Arlidge, J. (1994) 'Welcome big brother', *The Independent*, 2 November, p. 22.
- Baeten, G. (2001) 'Hypochondriac geographies of the city and the new urban dystopia: coming to terms with the "other" city'. Paper presented at the American Association of Geographers Conference, New York.
- Bannister, J. and Fyfe, N. R. (2001) 'Fear and the city', *Urban Studies*, 38: 807-14.
- Bauman, Z. (2000) 'Social issues of law and order', *British Journal of Criminology*, 40: 205-21.
1. Body-Gendrot, S. (2000) *The Social Control of Cities? A Comparative Perspective*. Oxford: Blackwell.
- Bowling, B. (1999) 'The rise and fall of New York murder: zero tolerance or crack's decline?', *British Journal of Criminology*, 39: 531-54.
- Bratton, W.J. (1997) 'Crime is down in New York City: blame the police', in N. Dennis (ed.), *Zero Tolerance: Policing a Free Society*. London: Institute of Economic Affairs. pp. 29-42.
- Christopherson, S. (1994) 'Fortress city: privatised spaces, consumer citizenship', in A. Amin (ed.), *Post-Fordism: A Reader*. Oxford: Basil Blackwell. pp. 409-27.
- Coleman, R. and Sim., J. (1998) 'From the docklands to the Disney store: surveillance, risk and security in Liverpool City Centre', *International Review of Law, Computers and Technology*, 12: 45-63.
- Currie, E. (1985) *Confronting Crime: An American Challenge*. New York, Pantheon Books.
- Davis, R.C. and Mateu-Gelabert, P. (1999) *Respectful and Effective Policing: Two Examples in the South Bronx*. New York: Vera Institute.
- Dennis, N. and Mallon, R. (1997) 'Confident policing in Hartlepool', in N. Dennis (ed.), *Zero Tolerance: Policing a Free Society*, London: Institute of Economic Affairs. pp. 61-86.
- Ditton, J. (2000) 'Public attitudes towards open-street CCTV in Glasgow', *British Journal of Criminology*, 40: 692-709.
- Ditton, J. and Short, E. (1998) 'Evaluating Scotland's first town centres CCTV scheme', in C. Norris, J. Moran and G. Armstrong (eds), *Surveillance, CCTV and Social Control*. Aldershot: Ashgate. pp. 155-74.
- Ditton, J. and Short, E. (1999) *The Effect of CCTV on Recorded Crime Rates and Public Concern about Crime in Glasgow*. Edinburgh: Scottish Office.
- Flusty, S. (1998) 'Building paranoia', in N. Ellin (ed.), *Architecture of Fear*. Princeton, NJ: Princeton University Press. pp. 47-59.
- Fyfe, N.R. and Bannister, J. (1998) "'The eyes upon the street": closed circuit television surveillance and the city', in N. R. Fyfe (ed.), *Images of the Street: Planning, Identity and Control in Public Space*. London: Routledge. pp. 254-67.
- Garland, D. (2000) 'The culture of high crime societies: some preconditions of recent "law and order" policies', *British Journal of Criminology* 40: 347-75.
- Greene, J. (1999) 'Zero tolerance: a case study of police policies and practices in New York City', *Crime and Delinquency*, 45: 172-87.
- Hannah, M. (1997) 'Imperfect panopticism: envisioning the construction of normal lives', in G. Benko and E. Strohmayer (Eds.), *Space and Social Theory: Interpreting Modernity and Postmodernity*. Oxford: Blackwell. pp. 344-59.
- Hirst, P. (2000) 'Statism, pluralism and social control', *British Journal of Criminology*, 20: 279-95.
- Home Office (1994) *CCTV: Looking Out For You*. London: Home Office.
- Hopkins Burke, R. (1998) 'A contextualisation of zero tolerance policing strategies', in R. Hopkins Burke (ed.), *Zero Tolerance Policing*. London: Perpetuity Press. pp. 11-38.
- Hughes, G. (1997) 'Policing late modernity: crime management in contemporary Britain', in N. Jewson and S. Macgregor (eds), *Transforming Cities: Contested Governance and New Spatial Divisions*. London: Routledge. pp. 153-65.
- Hughes, G. (1998) *Understanding Crime Prevention: Social Control, Risk, and Late Modernity*. Buckingham: Open University Press.
- Hughes, G., McLaughlin, E. and Muncie, J. (2001) 'Teeter-

- ing on the edge: futures of crime control and community safety', in G. Hughes, E. McLaughlin and J. Muncie (eds), *Crime Prevention and Community Safety: New Directions*. London: Sage. pp. 318-40.
- Innes, M. (1999) "An iron fist in an iron glove?" the zero tolerance policing debate', *The Howard journal*, 38: 397-410.
- Jacobs, J. (1961) *The Death and Life of Great American Cities: The Failure of Town Planning*. Harmondsworth: Penguin. ジェイコブズ, J. 著, 山形浩生訳 (2010) 『新版 アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会.
- Johnston, L. (2000) *Policing Britain: Risk, Security and Governance*. Harlow: Longman.
- Koskela, H. (2000) "The gaze without eyes": video-surveillance and the changing nature of urban space', *Progress in Human Geography*, 24: 243-65.
- Lyon, D. (2001) *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*. Buckingham: Open University Press. ライアン, D. 著, 川村一郎訳 (2002) 『監視社会』青土社.
- McCahill, M. (1998) 'Beyond Foucault: towards a contemporary theory of surveillance', in C. Norris, J. Moran and G. Armstrong (eds), *Surveillance, Closed Circuit Television and Social Control*. Aldershot: Ashgate. pp. 41-65.
- McLaughlin, E. and Muncie, J. (2000) 'Walled cities: surveillance, regulation and segregation', in S. Pile, C. Brook, C. and G. Mooney (eds), *Unruly Cities?* London: Routledge. pp. 103-48.
- Merrifield, A. (2000) 'The dialectics of dystopia: disorder and zero tolerance in the city', *International Journal of Urban and Regional Research*, 24: 473-88.
- Newburn, T. (2001) 'The commodification of policing: security networks in the late modern city', *Urban Studies*, 38: 829-48.
- New York City Police Department (NYPD) (1994) *Strategy Number Five: Reclaiming the Public Spaces of New York*. New York: City of New York.
- Norris, C. and Armstrong, G. (1999) *The Maximum Surveillance Society: The Rise of CCTV*. Oxford: Berg.
- Orr, J. (1997) 'Strathclyde's spotlight initiative', in N. Dennis (ed.), *Zero Tolerance*. London: Institute of Economic Affairs. pp. 104-23.
- Pain, R. (2001) 'Gender, race, age and fear in the city', *Urban Studies* 38: 899-913.
- Pollard, C. (1997) "Zero tolerance: short term fix, long term liability?", in N. Dennis (ed.), *Zero Tolerance*. London: Institute of Economic Affairs, pp. 43-57.
- Reiner, R. (1992) *The Politics of the Police*. London: Harvester.
- Sennett, R. (1970) *The Uses of Disorder: Personal Identity and City Life*. London: Faber and Faber. セネット, R. 著, 今田高俊訳 (1975) 『無秩序の活用——都市コミュニティの理論——』中央公論社.
- Sennett, R. (1990) *The Conscience of the Eye: The Design and Social Life of Cities*. London: Faber and Faber.
- Shapiro, B. (1997) 'Zero tolerance gospel', *Index on Censorship*, 4: 17-23.
- Silverman, E. and Della-Giustina, J.-A. (2001) 'Urban policing and the fear of crime', *Urban Studies*, 38: 941-58.
- Smith, N. (1999) 'Which new urbanism? New York City and the revanchist 1990s', in R.A. Beauregard and S. Body-Gendrot (eds), *The Urban Moment: Cosmopolitan Essays on the Late 20th-century City*. Thousand Oaks, CA: Sage. pp. 185-208.
- Sparks, R., Girling, E. and Loader, I. (2001) 'Fear and everyday urban lives', *Urban Studies*, 38: 885-98.
- Thrift, N. (1996) 'Old technological fears and new urban eras: reconfiguring the good-will of electronic things', *Urban Studies*, 33: 1463-93.
- Thrift, N. (2000) "Not a straight line but a curve", or, cities are not mirrors of modernity', in D. Bell and A. Haddour (eds), *City Visions*. Harlow: Longman. pp. 233-63.
- Toon, I. (2000) 'Finding a place in the street': CCTV surveillance and young people's use of public space', in D. Bell and A. Haddour (eds), *City Visions*. Harlow: Longman. pp. 141-65.
- Williams, K. S., Johnstone, C. and Goodwin, M. (2000) 'CCTV surveillance in urban Britain: beyond the rhetoric of crime prevention', in J. R. Gold and G. Reville (eds), *Landscapes of Defence*. London: Prentice Hall. pp. 168-87.
- Wilson, J. Q. and Kelling, G. L. (1982) 'Broken windows', *Atlantic Monthly*, March: pp. 29-38.
- Young, I. M. (1990) *Justice and the Politics of Difference*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Young, J. (1999) *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*. London: Sage. ヤング, J. 著, 青木秀男・村澤真保呂・伊藤泰郎・岸政彦訳 (2007) 『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異——』洛北出版.
- Zukin, S. (1995) *The Cultures of Cities*. Oxford: Basil Blackwell.

付記

補足は [] で表記した。邦訳のある引用箇所についても新たに訳出した。なお、ニューヨークの描写について、二村太郎氏（同志社大学アメリカ研究所）からご教示いただいた。記して感謝申し上げます。